

はしがき

本書は、原書 Yumiko Nakanishi (ed.), *Contemporary Issues in Human Rights Law: Europe and Asia*, Springer, 2018 を基礎にしている。もっとも、単に日本語に翻訳するのではなく、『人権法の現代的課題』というタイトルで、日本語で出版する意味を考え、そのままの翻訳書ではなく、あらためて書き直された論文も含まれている。それゆえ、英語版の目次及び内容とは、同一ではない。

本書は、3部構成になっている。「第1部 ヨーロッパにおける人権」、「第2部 アジアにおける人権」、「第3部 ヨーロッパとアジアにおける個別の人権問題」。『人権法の現代的課題』というタイトルが示すように、多くの章が新聞やテレビ等で問題となっている現代の人権にかかわる事項を扱っている。もっとも、教科書では取り扱わない専門性をもつ論稿も含まれていることから、どの章も読者の利便性を考慮して、要約を章の最初につけた。

第1部では、「第1章 EUの対外関係において人権を保護するメカニズム」(中西優美子)、「第2章 EUにおける基本権レジーム——その範囲をさぐる」(フェルディナンド・ヴォッレンシュレーガー (翻訳: 中西優美子))、「第3章 EUにおける共通庇護制度の発展」(中西優美子)、「第4章 欧州人権条約及びEU基本権法における非差別の原則」(ニール・ペーターソン (翻訳: 中西優美子))において、EUやヨーロッパにかかわる人権を中心に取り扱っている。

第2部では、「第5章 日本における基本権の保護と司法部門の役割」(只野雅人)、「第6章 国際人権法の形式的地位は重要であるか? ——国際人権法の拘束力に関する枠組志向の観点から」(黄舒芃 (翻訳: 渡辺豊))、「第7章 アジア地域と国際刑事裁判所」(竹村仁美)において、アジアを中心とした人権問題を取り扱っている。

第3部では、「第8章 外国人の人権保障における「普遍性」の諸局面——国民国家型 vs. 相互承認型」(大藤紀子)、「第9章 ヨーロッパ及びアジアにおける女性の権利とジェンダー平等」(サラ・デ・ヴィード (翻訳: 渡辺豊))、「第10章 表現の自由——特に日本とドイツの学説の比較を中心に」(實原隆志)、「第11章

アジアにおける中国の開発銀行」(マティアス・ファンフレブッシュ (翻訳: 渡辺豊)) と幅広いトピックが扱われている。

また、原書は、EUSI 東京 (2017年3月活動終了) の国際シンポジウムを基礎としており、Open Access (<https://www.springer.com/gp/book/9789811061288>) になっているので、関心をもたれたら、原書も読んでほしいと考える。

翻訳にあたっては、第6章、第9章及び第11章を国際人権法が専門の新潟大学法学部教授の渡辺豊先生にお世話になった。翻訳を快く引き受けていただいたことに感謝したい。

最後に、学術出版が難しいなか、本書の意義を理解し、出版の道筋をつけていただいた、法律文化社の舟木和久氏に感謝したい。中西優美子編『EU環境法の最前線——日本への示唆』(法律文化社、2016年) のときも、企画・編集・校正において大変お世話になり、今回もまた同様にお世話になった。心よりお礼申し上げたい。

2018年9月吉日

国立市にて 中西優美子

[付記] なお、本書は、平成30年度科研費「EUの権限と個人の権利に関する体系的研究」の成果の一部である。